

## <対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

## <事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

### 2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

### 3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策を推進します。  
(耐震化対策と一体不可分な更新整備を実施可能とします。)

### 4. 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策

大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。  
〔令和12年度まで〕

【実施要件】受益面積3,000ha以上、  
末端支配面積300ha以上（ただし、畑については100ha以上）等

## <事業実施主体>

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%） ※下線部は拡充内容

## <事業イメージ>



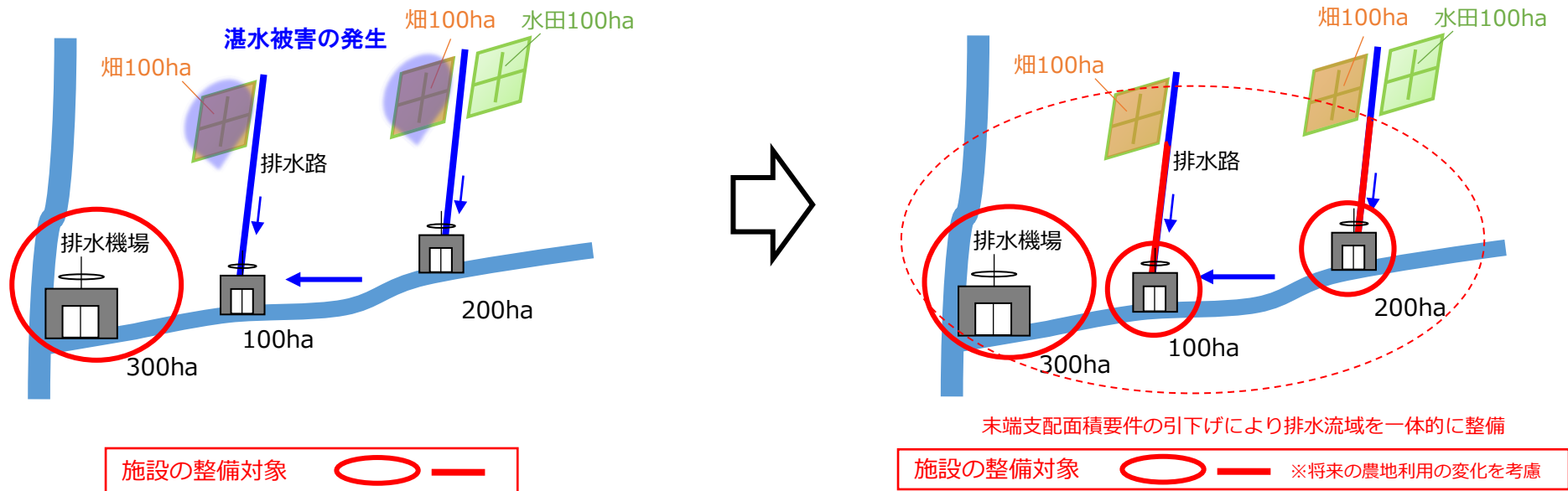
# 国営総合農地防災事業（拡充）

～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

- 食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稲と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。
- このため、畑を受益地とする農業用排水施設の末端支配面積要件を300haから100haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

## 1 事業内容

湛水被害等の災害のおそれが広域的に生じている地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用排水施設の整備を実施。



## 2 実施要件

- (1) 受益面積 3,000ha以上（北海道については、受益面積1,000ha以上）
  - (2) 末端支配面積 300ha以上（ただし、畑については末端支配面積100ha以上※）等
- ※事業完了予定年度の5年後に想定される面積とすることができる。

## 3 事業主体・国費率

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2 / 3等

# 国営総合農地防災事業（拡充） ～耐震化対策における更新整備の実施～

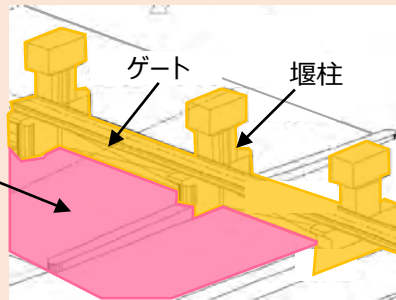
- 安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農業用排水施設の耐震化を推進していく必要がある一方で、施設の老朽化も進んでおり、施設の安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。
- このため、耐震化対策を行う農業用排水施設において、構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施可能とすることで、耐震化対策の効果の確実な発揮を図る。

## 1 事業内容

耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

### 頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



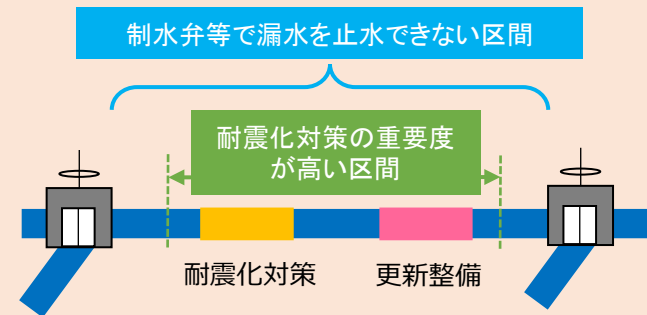
エプロン  
※河床を保護するコンクリート

- : 耐震化対策の実施箇所
- : 更新整備の実施箇所（頭首工の構造上及び機能上、一体不可分なもの）

### 水路の例

耐震化対策の重要度が高い水路区間※にあり、かつ、漏水があった場合に制水弁等で止水できない区間にある老朽化した水路の更新整備を実施。

※現行の大規模地震型の要件と同様



## 2 実施要件

以下の全ての要件に該当する場合、大規模地震型において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。

- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
- (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲で老朽化による機能低下がみられること
- (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
- (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること

## 3 事業主体・国費率

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2/3等